



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 日 本 車 輛 製 造 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 川 彰  
(コード番号：7102 東証、名証第1部)  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 新 美 憲 一  
(Tel 052-882-3316)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 183 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 定款変更の理由：

- (1) 社外取締役および社外監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また広く適任者を得られるよう、社外取締役および社外監査役の責任を会社法で定める範囲で予め限定する契約を締結できる旨を定めるため定款第 31 条および第 43 条を新設するものであります。なお、社外取締役の責任免除の規定（定款第 31 条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容：

変更部分を下線で示す

現行定款	変更案
(新設)	<u>(社外取締役の責任免除)</u> <u>第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
第 31 条～第 41 条 (条文省略)	第 32 条～第 42 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(社外監査役の責任免除)</u> <u>第 43 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
第 42 条～第 47 条 (条文省略)	第 44 条～第 49 条 (現行どおり)

以 上